

宝生第 号
令和 年 月 日

告知・弁明書

住 所
氏 名
電 話 () - 様

宝 塚 市 長

印

あなたが行った ばい捨て・路上喫煙 は、宝塚市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例第8条・第11条の規定に違反するため、同条例第9条・第12条の規定により、下記のとおり措置を講じるように命じました。

しかしながら、当該中止命令に従わないため、同条例第14条及び同条例施行規則第5条第3項の規定により、過料1,000円を科すこととなります。

この処分に先立ち、同条例施行規則第5条第1項の規定により弁明の機会を付与します。弁明することがある場合は、令和 年 月 日までに弁明してください。

中止命令	日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分頃
	場 所	宝塚市 付近
	内 容	<input type="checkbox"/> ばい捨て <input type="checkbox"/> 路上喫煙の中止

(提出先)

宝塚市長

次のとおり、弁明書を提出します。

年 月 日

住 所

氏 名

弁明の内容	<input type="checkbox"/> 告知のとおり認め、弁明することはありません。
	<input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。

注意事項

- 1 弁明書と併せて、証拠書類等を提出することができます。
- 2 代理人による弁明の場合は、委任状を添付してください。
- 3 期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。